

東浦町保育所運営委員会要綱

東浦町保育所運営委員会要綱の全部を改正する。

(設置)

第1条 児童福祉に関する住民ニーズを把握し保育所に情報を共有させることで、保育所の適切な運営を確保するため、東浦町保育所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 保育所の運営に関すること。
- (2) 児童福祉に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保育に関し町長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が依頼する。

- (1) 保育に関して識見を有する者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 児童の保護者の代表者
- (4) 児童委員
- (5) 公募により選考された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の総数の3分の1以上の請求があったときに、委員長が招集する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。